

連絡先 自動車局審査・リコール課リコール監理室

TEL. 03-5253-8111 内線42354

アドレス : <http://www.mlit.go.jp>

リコール届出一覧表

リコール届出日 : 平成28年12月21日

リコール届出番号	3959	リコール開始日	平成28年12月21日		
届出者の氏名または名称	ヤンマー株式会社 代表取締役社長 山岡 健人 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>問合せ先 : 品質保証部</td> </tr> <tr> <td>TEL. 06-6376-6347</td> </tr> </table>			問合せ先 : 品質保証部	TEL. 06-6376-6347
問合せ先 : 品質保証部					
TEL. 06-6376-6347					
不具合の部位(部品名)	①動力伝達装置(変速機) ②動力伝達装置(走行テンションアーム)				
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	① 変速機のプラネタリギヤにおいて、プラネタリシャフトの固定方法が不適切なため、圃場旋回時にスプリングピンが抜け、当該シャフトに過大な負荷がかかり、亀裂が生じることがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が進展して折損し、最悪の場合、シャフトが脱落してギヤ等に噛み混み、走行不能となるおそれがある。 ② 動力伝達装置において、走行テンションアームの設計が不適切なため、エンジンの高回転時の荷重変動に対して強度が不足している。そのため、溶接部に応力が集中して亀裂が生じ、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が進行して折損し、動力が伝達できなくなり、最悪の場合、走行不能となるおそれがある。				
改善措置の内容	① 全車両、変速機を対策品に交換する。 ② 全車両、走行テンションアームを対策品に交換する。				
不具合件数	①60件 ②102件	事故の有無	無し		
発見の動機	① ② 国土交通省からの指摘による。				
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者 : ユーザーを把握しており直接電話等で通知する。 ・自動車分解整備事業者 : ユーザーを把握しているため周知のための措置は取らない。 ・改善実施済車には、機体右側面下部に貼付されているシリアルナンバーラベルの横に No. 3959のステッカーを貼付する。				

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号(シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
ヤンマー	EDM-C34D	「AE330」	C34D-100001 ~ C34D-101424 平成22年10月15日~平成25年9月26日	1413	①1413 ②939
		「AE334」	C34D-200001 ~ C34D-200709 平成22年10月13日~平成25年9月23日	698	①698 ②451
		「AE434」	C34D-300001 ~ C34D-300399 平成22年10月21日~平成25年9月9日	396	①396 ②312
	EDM-C39	「AE439」	C39-400001 ~ C39-400932 平成22年10月14日~平成25年9月26日	908	①908
	—	「AE445」	C45F-500001 ~ C45F-500561 平成23年7月2日~平成26年 5月 8日	500	①500
		「AE447」	C45F-600001 ~ C45F-600625 平成24年 5月21日~平成25年9月20日	610	①610
(3型式)	(計6車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成22年10月13日~平成26年5月8日	(計4525台)	①4525 ②1702	

【注意事項】

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。